

## 議第45号

京都市児童福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

京都市児童福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年2月16日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市児童福祉センター条例の一部を改正する条例

京都市児童福祉センター条例の一部を次のように改正する。

第1条第7項中「別表第1」を「別表」に改める。

第2条第2号中「第6条の2の2第5項」を「第6条の2の2第6項」に改め、同条第3号中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第7項」に改める。

第5条第2項中「から第3号まで」を削り、「別表第2のとおりとする」を「別に定める」に改める。

第7条第2項各号列記以外の部分中「第2条第3項」を「第2条第4項」に改める。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

## 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第5条第2項中「から第3号まで」を削る改正規定及び第7条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

## 提案理由

児童発達支援を行う事業に係る京都市児童福祉センターの入所定数について市長が定めることとする等の必要があるので提案する。